

【主任者登録更新の際の留意点】

現在主任者として登録行政庁（※）に届出されている方は以下の事項に十分にご留意ください。

- ①現在主任者として登録行政庁に届出されている主任者が、更新申請以外（A・Cの期間の申請）で主任者登録を行った場合は、主任者の登録番号が変更になるため、貸金業の登録事項の変更の届出事由（貸金業法第8条第1項前段）に該当し、貸金業者は当該変更届を登録行政庁に提出しなければなりません。
- ②現在主任者として登録行政庁に届出をされている主任者が、Cの期間で申請をした場合は、一旦現主任者登録が抹消されるため、主任者が不在または必要数未滿となる可能性があります。この場合、貸金業者は新たな主任者を設置し、変更届を登録行政庁に提出する必要があります。

上記を踏まえ、現在主任者として登録行政庁に届出されている方は、Bの期間の申請（更新申請）されることをおすすめします。

※登録行政庁とは…貸金業者が貸金業の登録を受けている財務（支）局長または都道府県知事のこと。
登録行政庁への主任者設置に関する届出は、貸金業者が行います。主任者個人として登録行政庁に届出をすることはありません。

団体申請では、団体責任者は当該団体から「団体扱い」で申請された者の申請の種別（「更新扱い（Bの期間の申請）」か否か）をインターネット上で申請時に確認することができます。

16P 「申請の種別とは」参照

2 主任者登録更新の申請について

登録更新を受けようとする方は、前図の「登録更新の申請可能期間」に申請を行う必要があります。

登録講習修了証明書の下段に登録申請可能期限および更新申請可能期間（登録更新が可能なる方のみ）が記載されていますので、当該期間を十分ご確認ください。

22P 「修了証明書」参照

主任者登録更新の申請手続き（申請に必要な書類、申請受付期間、申請方法、登録手数料、受付方法、登録結果通知の発送等）はすべて、初回主任者登録の申請手続きと全く同じです。団体申請も同様に可能です。

「有効期限に関するご案内」の内容をご確認のうえ、登録更新の申請手続きを行ってください。

※申請受付窓口および申請手続き等が変更されている場合がありますので、必ず最新の「主任者登録の手引き」をご確認ください。協会支部窓口や協会ホームページからも「主任者登録の手引き」を入手することができます。「主任者登録の手引き」は、講習受講当日、修了者に対し配布いたします。

3 登録更新完了通知について

更新申請を行った場合と更新申請以外では、登録完了通知の記載内容が異なります。

更新申請を行った場合の完了通知		更新申請以外の場合の完了通知	
貸金業務取扱主任者の登録更新完了通知		貸金業務取扱主任者の登録完了通知	
記		記	
氏名	協会 太郎	氏名	協会 次郎
生年月日	昭和50年10月10日	生年月日	昭和55年6月6日
登録番号	K987654321	登録番号	K654321098
登録(予定)年月日	令和3年12月10日	登録年月日	令和3年12月3日
有効期間	令和6年12月9日まで	有効期間	令和6年12月2日まで
(前回登録有効期間)	令和3年12月9日まで	(前回登録番号)	K456789012

33P 「登録更新の概要」参照

34P 【主任者登録更新の際の留意点】参照

【相違点】

	更新申請を行った場合	更新申請以外
表題名	登録更新完了通知	登録完了通知
登録日	現在の有効期間終了日の翌日	登録事務完了日※前回有効期限日は考慮されません。
登録番号	現行の登録番号と同じ	新たな登録番号※前回登録番号の記載あり
マイページ (P31参照)	現行の登録番号およびパスワードを引き続き利用可能	新たな登録番号およびパスワードで再度マイページに登録が必要

現在主任者として登録行政庁に届出されている方で、更新申請以外の方は必ず34ページ【主任者登録更新の際の留意点】をご確認ください。